

第2-3-13表 承認TLO一覧

平成21年4月1日現在:承認TLO 46機関

	機関名	法人格	承認年月日	主な提携大学	
外部型 (8)	㈱東京大学TLO(CASTI)	株式会社	平成10年12月4日	東京大学	
	(財)生産技術研究奨励会	財団法人	平成13年8月30日	東京大学生産技術研究所	
	農工大ティー・エル・オー㈱	株式会社	平成13年12月10日	東京農工大学	
	㈱キャンパスクリエイト	株式会社	平成15年2月19日	電気通信大学	
	㈱豊橋キャンパスイノベーション	株式会社	平成17年9月5日	豊橋技術科学大学	
	神戸大学支援(合)	合同会社	平成20年4月1日	神戸大学	
	(有)山口ティー・エル・オー	有限会社	平成11年12月9日	山口大学	
	㈱産学連携機構九州	株式会社	平成12年4月19日	九州大学	
広域型 (22)	㈱東北テクノアーク	株式会社	平成10年12月4日	東北大学ほか東北地域の国立大学等	
	タマティーエルオー㈱	株式会社	平成12年12月4日	首都圏の大学	
	よこはまティーエルオー㈱	株式会社	平成13年4月25日	横浜国立大学、横浜市天ほか神奈川県内の大学等	
	㈱新潟ティーエルオー	株式会社	平成13年12月25日	新潟大学ほか新潟県内の大学等	
	㈱オムニ研究所	株式会社	平成17年2月24日	長岡技術科学大学、長岡高専、兵庫県立大学	
	(有)金沢大学ティ・エル・オー	有限会社	平成14年12月26日	金沢大学ほか石川県内・北陸地域の大学等	
	㈱信州TLO	株式会社	平成15年4月18日	信州大学、長野高専	
	(財)浜松科学技術研究振興会	財団法人	平成14年1月17日	静岡大学ほか静岡県内の大学等	
	(財)名古屋産業科学研究所(中部TLO)	財団法人	平成12年4月19日	名古屋大学ほか中部地域の大学等	
	㈱三重ティーエルオー	株式会社	平成14年4月16日	三重大学ほか三重県内の大学等	
	関西ティー・エル・オー㈱	株式会社	平成10年12月4日	関西地域の大学等(京都大学、立命館大学等)	
	(財)大阪産業振興機構	財団法人	平成13年8月30日	大阪大学ほか大阪府内の大学等	
	(財)新産業創造研究機構(TLOひょうご)	財団法人	平成12年4月19日	神戸大学ほか兵庫県内の大学等	
	(財)岡山県産業振興財団	財団法人	平成16年4月28日	岡山大学ほか岡山県内の大学等	
	(財)ひろしま産業振興機構	財団法人	平成15年10月9日	広島大学ほか広島県内の大学等	
	㈱テクノネットワーク四国	株式会社	平成13年4月25日	四国地域の大学等	
	(財)北九州産業学術推進機構	財団法人	平成14年4月1日	九州工業大学ほか北九州地域の大学等	
	㈱長崎TLO	株式会社	平成16年10月15日	長崎大学ほか長崎県内の大学等	
	(財)くまもとテクノ産業財団	財団法人	平成13年8月30日	熊本大学ほか熊本県内の大学等	
	(有)大分TLO	有限会社	平成15年8月26日	大分大学ほか大分県内の大学等	
	㈱みやざきTLO	株式会社	平成15年5月16日	宮崎大学ほか宮崎県内の大学等	
	㈱鹿児島TLO	株式会社	平成15年2月19日	鹿児島大学ほか鹿児島県内の大学等	
内部型 (16)	学校法人 (8)	知的資産センター	学校法人	平成11年8月26日	慶應義塾大学の学内組織
		東海大学産学官連携センター	学校法人	平成20年3月21日	東海大学の学内組織
		産官学交流センター	学校法人	平成12年6月14日	東京電機大学の学内組織
		科学技術交流センター	学校法人	平成15年9月30日	東京理科大学の学内組織
		産官学連携知財センター(NUBIC)	学校法人	平成10年12月4日	日本大学の学内組織
		知的財産・ベンチャー育成(TLO)センター	学校法人	平成15年2月19日	日本医科大学の学内組織
		知的資産センター	学校法人	平成13年4月25日	明治大学の学内組織
		産学官研究推進センター	学校法人	平成11年4月16日	早稲田大学の学内組織
	国立大学法人 (8)	群馬大学TLO	国立大学法人	平成19年12月18日	群馬大学の学内組織
		千葉大学産学連携・知的財産機構	国立大学法人	平成18年7月7日	千葉大学の学内組織
		東京医科歯科大学知的財産本部技術移転センター	国立大学法人	平成20年3月31日	東京医科歯科大学の学内組織
		東京工業大学産学連携推進本部	国立大学法人	平成19年4月2日	東京工業大学の学内組織
		富山大学知的財産本部	国立大学法人	平成19年6月12日	富山大学の学内組織
		山梨大学産学連携・研究推進機構産学官連携・研究推進部	国立大学法人	平成20年4月1日	山梨大学の学内組織
		佐賀大学TLO	国立大学法人	平成17年7月7日	佐賀大学の学内組織
		奈良先端科学技術大学院大学産学連携推進本部TLO部	国立大学法人	平成19年12月18日	奈良先端科学技術大学院大学の学内組織

### —知的財産活動の円滑な展開—

大学や研究機関等の研究開発成果の実用化については、科学技術振興機構において、優れた研究成果の発掘、特許化の支援から、企業化開発に至るまでの一貫した取組を進めている。大学等における研究成果の戦略的な海外特許取得を支援、特許等研究成果の開発あっせん・実施許諾の実施、これらの活動の基盤となる人材を育成するとともに、研究成果の応用・発展性の評価分析等により次の実用化ステップへ円滑につなげる支援（つなぐしくみ）を行うなど、総合的に技術移転活動を支援する技術移転支援センター事業を実施している。また、大学・公的研究機関の研究開発成果について、技術フェーズや技術移転の形態に応じた各種研究開発プログラム（独創的シーズ展開事業等）を実施しており、新たに革新的な医薬品・医療機器の実用化を目指し、開発を推進するプログラムを開始した。

#### （4）研究開発型ベンチャー等の起業活動の振興

大学発ベンチャーに係る産学官の各般の取組により、これまでに、全国的には、1,700社を超える<sup>1</sup>大学発ベンチャーが設立されている。科学技術振興機構では、大学発ベンチャー創出に係る研究開発支援として、「独創的シーズ展開事業（大学発ベンチャー創出推進）」を実施し、平成21年1月末までに85社の新規企業が設立されるに至っている。

理化学研究所では、研究者が自らの研究成果を中核として創業したベンチャー企業に対し、共同研究における優遇措置等により、研究成果の迅速な普及と実用化を促進する制度を設置している。

農林水産省では、バイオテクノロジー等生物系先端技術による新産業創出や起業化を促進するため、独創的な発想や研究シーズを活かしてバイオベンチャー創出を目指す民間企業、大学等の研究者による研究開発を支援している。

経済産業省では、「広域的新事業支援ネットワーク等形成事業」を実施し、大学発ベンチャーを支援するネットワーク構築において、量的拡大のみならず、質的強化を図るための支援をしている。

#### （5）民間企業による研究開発の促進

研究開発や産学官連携の成果から新しい製品等の形で市場価値を創造し、最終的にイノベーションの実現につなげていくのは民間企業であることから、民間企業の研究開発を活性化させることが重要である。国としても、民間の自助努力を基本としつつ、その意欲を高めるため、研究開発活動に資する税制措置の活用や、事業化に至るまでの研究開発のリスクを軽減する技術開発制度の充実を図る。

#### （税制による民間における研究開発活動の促進）

民間における研究活動の振興を図るため、表のとおり、様々な税制上の措置が設けられている。このうち、平成21年度税制改正において、産業技術力強化法の一部改正に伴い、試験研究費に係る特別税額控除制度について、特別試験研究費の範囲に、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用が対象に加えられた（第2-3-14表）。

<sup>1</sup> 文部科学省科学技術政策研究所調べ

第2-3-14表 主な科学技術振興関係税制

事項	趣旨	内容	根拠	備考
研究開発税制	民間等による研究開発投資の促進	試験研究費に係る税額控除制度 I. 試験研究費の総額に係る特別税額控除制度 (1) 試験研究費の総額の一定割合（8%～10%）を税額控除（ただし、法人税額の20%相当額を限度）（法人税） (2) 個人事業者の場合も同様（所得税） II. 特別試験研究費の税額控除制度 (1) 大学、公的試験研究機関、試験研究独立行政法人等との共同試験研究及びこれらに対する委託試験研究について、上記Iと合わせてこれらの試験研究に係る試験研究費の額の12%相当額を税額控除（ただし、上記Iの特別税額控除額と合計して、法人税額の20%相当額を限度）（法人税） (2) 個人事業者の場合も同様（所得税）	租税特別措置法第10条（所得税）、第42条の4、第68条の9（法人税）地方税法附則第8条第1項	平成15年度創設
		III. 中小企業技術基盤強化税制（I・IIの制度に代えて適用） (1) 中小企業者等の試験研究費の額の12%相当額を税額控除（ただし、法人税額の20%相当額を限度）（法人税） (2) 個人事業者の場合も同様（所得税） (3) (1)の税額控除額を法人住民税の課税標準から控除（地方税）		昭和60年度創設
		IV. 試験研究費の増加額等に係る特別税額控除制度 (1) 以下の①又は②を選択適用（IからIIIまでとは別に、法人税額の10%相当額を限度）（法人税） ① 試験研究費の額が当期前3年間の各期の試験研究費の額の平均額を超え、かつ、当期前2年間の各期の試験研究費の額のうち最も多い額を超える場合、その平均額を超える額の5%相当額を税額控除 ② 試験研究費の額が当期及び当期前3年間の各期の売上金額の平均額の10%相当額を超える場合、その超える額の一定割合を税額控除 (2) 個人事業者の場合も同様（所得税）		平成20年度創設（平成21年度まで）

(補助金等による民間における研究開発活動の促進)

① イノベーション実用化助成事業

民間企業の有する有用な技術シーズの実用化に向けた開発への取組を支援するため、基本計画における政策重点分野における実用化開発を行う民間企業等に対し、新エネルギー・産業技術総合開発機構を通じ、他の経営資源の活用を考慮した上で、研究成果を最大限に利用した経営（知的資産経営）が実践されるよう、経営者から当該企業の知的資産経営の内容を確認した上で、技術開発費の補助を行っている。

② 民間基盤技術研究支援制度

民間において行われる鉱業、工業、電気通信業、放送業に係る基盤技術に関する試験研究を促進することを目的として実施した。通信・放送技術に関するものについては情報通信研究機構を通じ、鉱工業技術に関するものについては新エネルギー・産業技術総合開発機構を通じ、提案公募により採択した案件につき、継続で委託研究事業を行っている。

③ 産業技術研究開発事業

中小企業の先進的な技術シーズの実用化を目的として、公的研究機関との共同研究による技術開発を実施した。具体的には、委託先の産業技術総合研究所の調達が見込める検査・計測機器に係る研究課題を公募し、中小企業と共同研究を実施することにより、機器の事業化・市場化を行った。

#### ④ エコイノベーションの推進・革新的温暖化対策技術発掘・実証プログラム

環境問題の克服と経済成長を両立させる持続可能な発展を実現するため、エコイノベーション（環境重視・人間重視の技術革新、社会革新）及び革新的温暖化対策の推進をテーマとした、公募によるシーズ発掘のための調査研究を実施している。今後、本調査研究を継続するとともに、低炭素社会実現のための社会システムの実証実験も実施していく。

##### （知識融合支援（インテレクチャル・カフェ）事業）

経済産業省では、先進的な知識融合の取組事例集を作成するとともに、イノベーションの創出に必要な「異分野技術の融合」、「知識の融合」活動に関する普及活動を行っている。平成20年11月に経済協力開発機構（OECD）及び日本経済新聞社と共催で「インテレクチャル・カフェ国際シンポジウム」を開催するとともに、地域セミナーを開催している。

##### （産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業）

農林水産・食品産業分野における新産業・新事業の創出や、食料産業等が直面する諸課題や政策課題の解決に資するため、民間企業等が大学・独立行政法人等の公的研究機関の有する技術シーズを活用して、これらの機関と連携して行う技術開発を推進している。

##### （民間実用化研究促進事業）

農林水産業、飲食料品産業、醸造業等の向上に資する画期的な生物系特定産業技術の開発を促進するため、委託事業により民間における実用化段階の研究開発を推進している。

##### （中小企業技術革新制度（S B I R<sup>1</sup>）

S B I R 制度は、中小企業の新技術を利用した事業活動を支援するため、関係省庁が連携して中小企業による研究開発とその成果の事業化を一貫して支援する制度である。中小企業の新たな事業活動につながる新技術の研究開発のための補助金・委託費等が、中小企業者に支出される機会の増大を図るとともに、特許料等の軽減や債務保証に関しての枠の拡大等の措置を講じている。平成20年度は、関係7省（総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）で合計91の特定補助金等を指定し、中小企業への支出目標額を約400億円に定めた。

## 4 地域イノベーション・システムの構築と活力ある地域づくり

地域における科学技術の振興は、地域産業の活性化や地域住民の生活の質の向上に貢献するものであり、ひいては我が国全体の科学技術の高度化・多様化やイノベーション・システムの競争力強化に資するものである。

都道府県においても科学技術振興策を審議する審議会等を設置するとともに、独自の科学技術政策大綱や指針等を策定するなど科学技術振興への積極的な取組が成されている（第2-3-15表、第2-3-16表）。

1 S B I R : Small Business Innovation Research